

【五條市】最低制限基準金額 係数算出方式について

平成28年4月1日より、設計金額が税抜き250万円未満の工事においては、最低制限基準金額を設定し、開札当日くじによる算出割合を乗じて最低制限価格を算出しています。

1. 対象となる案件

税抜き設計金額250万円未満の指名競争入札となる工事

2. 最低制限価格の算出方法

係数の算出には対象業者のくじ入力番号を利用します。

(算出方法)

- (1) 対象業者のくじ入力番号の合計値を係数の個数で除算し、余りを算出します。
- (2) 係数の候補を値の小さい順に0から番号を振り、(1)で算出した余りの数と一致したものを係数とします。

(例：【係数算出方法】 ※係数が20個の設定の場合)

業者名	くじ入力番号	対象業者
業者A	123	○
業者B	456	○
業者C	789	○
業者D	123	○

$$\textcircled{1} \quad (123 + 456 + 789 + 123) \div \textcircled{2} \quad 20 = 74\dots \textcircled{3} \quad \text{余り} 11$$

(#0~#19)

→ 最低制限価格算出割合は99.1%

#	係数の候補
0	98.0%
1	98.1%
2	98.2%
3	98.3%
4	98.4%
5	98.5%
6	98.6%
7	98.7%
8	98.8%
9	98.9%
10	99.0%
11	99.1%
12	99.2%
13	99.3%
14	99.4%
15	99.5%
16	99.6%
17	99.7%
18	99.8%
19	99.9%